

宇土市多目的交流施設等整備工事
基本設計・実施設計業務
公募型プロポーザル実施要領

令和6年9月

宇土市

はじめに

本市では、時代に合わせた今後の図書館の在り方について協議を行ってきた。現行の市立図書館施設では手狭で、利用者がゆったりと読書や学習に利用するための十分なスペースが取れない状態である。また、昭和51年の建築後48年が経過し、老朽化している。このような状況から、旧遊技場跡を活用し、図書館機能を核とした、子育て世代や学生、シニア世代、スポーツ施設利用者など幅広い世代が気軽に立ち寄り、交流できる施設を整備することとした。

この要領は、本業務を行うにあたり、これらのことを踏まえ、地域の人と活動を支える場所となるよう、既存建物や敷地を有効に活用し、宇土らしさを備えた機能的で利便性の高い施設の整備を進めるため、本プロポーザル実施要領（以下「本要領」という。）に基づき、幅広い設計者の中から最適な設計者を選定する。

1 業務概要

(1) 業務名

宇土市多目的交流施設等整備工事基本設計・実施設計業務

(2) 事業概要

ア 事業スケジュール（予定）

① 設計期間 契約締結日の翌日～令和7年12月19日（基本設計・実施設計）

② 工事期間 令和8年5月～令和9年3月

イ 概算事業費（税込・想定）

① 多目的交流施設等整備（既存建物A（増築含む）、外構込） 5億円程度

② ジョギングコース整備費 6千万円程度

（建設工事費のみ、移転・引越費、什器費、設計費等を含まない。）

(3) 業務内容

基本設計業務、実施設計業務、詳細は「宇土市多目的交流施設等整備工事基本設計・実施設計業務 建築設計業務委託仕様書」による。

(4) 契約限度額

47,920,400円（消費税及び地方消費税含む。）以内

(5) 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年12月19日まで

(6) 敷地の概要

ア 敷地面積 : 3448.70㎡

イ 用途地域等 : 指定なし

ウ 建ぺい率・容積率 : 70%・200%

2 本件に関するお問い合わせ先

担当部課及び連絡先

宇土市教育部生涯活動推進課

担当：佐藤

〒869-0492 熊本県宇土市浦田町 51 番地

電話：0964-22-6510

電子メールアドレス：syougai01@city.uto.lg.jp

3 募集及び審査の進め方

(1) スケジュール

No.	内 容	日 程
1	本プロポーザル実施要領等の公表	令和6年9月5日（木）
2	現地見学参加申込み受付期間	令和6年9月5日（木）から 令和6年9月12日（木）午後5時まで
3	現地見学	令和6年9月18日（水）のうち指定する 2時間以内
4	質問書の提出期間	令和6年9月5日（木）から 令和6年9月20日（金）午後3時まで
5	質問書への最終回答（予定）	令和6年9月30日（月）予定
6	参加申出書の提出期間	令和6年9月5日（木）から 令和6年10月2日（水）午後3時まで
7	参加資格確認結果の通知（予定）	令和6年10月7日（月）までに発送 （予定）
8	提案書の提出期間	令和6年10月15日（火）から 令和6年10月18日（金）午後3時まで
9	一次審査	令和6年10月29日（火）（予定）
10	一次審査結果の通知	令和6年11月5日（火）まで（予定）
11	二次審査 プレゼンテーション及びヒアリング	令和6年11月11日（月）（予定）
12	二次審査結果の通知	令和6年11月中旬（予定）
13	契約予定時期	令和6年11月下旬（予定）

(2) 審査の流れ

宇土市多目的交流施設等整備工事基本設計・実施設計業務公募型プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、応募者から提出された提案書等の書類及びプレゼンテーション・ヒアリングの内容を審査し、受託者として特定する者の候補者（以下「受託候補者」という。）を決定する。提案書を提出するには、「参加申出書」等を令和6年10月2

日（水）午後3時までに事務局に提出すること。さらに、事務局から「参加資格確認結果通知書」を受領し、「資格を有する者」と回答があった場合のみ提案書等の提出が可能となる。審査については、「12 受託候補者の選定」に基づき実施する。評価点の合計点数が全体の6割を最低基準点とし、最高得点者が最低基準点に満たない場合は、受託候補者を選定しない。

提案者が1者となった場合でも審査を行い、最低基準点を満たした場合は、当該参加者を受託候補者に選定し、その旨を通知する。

4 参加者の資格

本プロポーザルに参加できるものは、以下の項目に該当する単体企業又は設計共同企業体（以下「JV」という。）とする。

(1) 応募者は単体企業として本プロポーザルに参加する場合、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること

イ 参加申出書の提出時点で本市における建築設計業務に係る競争入札参加資格を有する者
ウ 宇土市工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成16年訓令第6号）の規定による指名停止措置を受けている期間中でないこと。

エ 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。）にないこと。

オ 宇土市暴力団排除条例（平成23年条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等、同条第4号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。

カ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。また、建築士法第10条第1項の規定による処分を受けているものが所属していないこと。

キ 国内に本社を有すること。

ク 平成26年4月以降国若しくは地方公共団体における鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の延床面積1,000㎡以上の図書館における建築設計業務の受託実績又は改修に係る設計業務の受託実績を有すること。

ケ 国若しくは地方公共団体における延床面積500㎡以上の施設における用途変更を伴う改修に係る設計業務の受託実績を有すること。

(2) 応募者はJVとして本プロポーザルに参加する場合、次に掲げる要件を全て満たすものとする。なお、JVを構成する者の呼称は、代表構成員、構成員とする。

ア JVの結成方法は、事業者の自主的な結成によること。

イ 代表構成員は、(1)アからケまでをすべて満たすこと。

ウ 代表構成員は本業務の中心的役割を担う履行能力を持ち、出資比率は構成員中最大であること。

エ J Vの構成員の数は、2者又は3者とすること。

オ 各構成員の出資比率は、2者の場合は30%以上、3者の場合は20%以上とすること。

カ 構成員が(1)アからキまでをすべて満たすこと。

キ 構成員は、本要領「5 配置技術者」で参加資格として求めるいずれかの配置技術者が所属する企業であること。

(3) 参加における制限

ア 応募者からの応募は1点のみとする。

イ 応募者は、連名による応募はできない。

ウ 応募者が単体企業である場合、他の応募者であるJ Vの代表構成員を含む構成員となることはできない。

エ 応募者がJ Vである場合、その代表構成員を含む構成員は他の応募者であるJ Vの代表構成員を含む構成員となることはできない。

オ 応募者が業務を再委託する協力事務所は、他の応募者の単体企業及びJ Vの代表構成員を含む構成員となることはできない。

※ 応募者が業務を再委託する協力事務所が、他の応募者の協力事務所となることは妨げない。

※ ア～オの制限に関しては、各企業の支店など事業所が別であっても、同一法人格の場合は同一企業とみなす。

(4) 工事入札における制限

本業務を受注した設計事業者(J Vにおけるすべての構成員、協力事務所も含む。)及び当該設計事業者と資本・人事面等において関連があると認められた企業は、本整備事業に係る工事の入札に参加し、及び当該工事を請け負うことができない。

5 配置技術者

(1) 応募者は、次に定める資格及び実績を有する技術者を1名ずつ配置すること。

なお、ア～オの配置技術者の兼務は認めない。

ア 管理技術者

一級建築士の資格を有する管理技術者を配置すること。管理技術者は、応募者の組織に所属していること(単体企業の場合はその単体企業、J Vの場合は代表構成員の企業に属していること。)

イ 建築総合主任技術者

一級建築士の資格を有する建築総合主任技術者を配置すること。

建築総合主任技術者は、応募者の組織に所属していること(単体企業の場合はその単体企業、J Vの場合は代表構成員を含む構成員の企業に属していること。)

ウ 構造担当主任技術者

構造設計一級建築士の資格を有する構造担当主任技術者を配置すること。

エ 電気設備担当主任技術者

実務経験を有する電気設備担当主任技術者を配置すること。

オ 機械設備担当主任技術者

実務経験を有する機械設備担当主任技術者を配置すること。

また、エ又はオのいずれかは、設備設計一級建築士の資格を有すること。

(2) 各配置技術者の担当業務範囲

各配置技術者の担当業務範囲は、令和6年国土交通省告示第8号別添1第1項第1号及び第2号（以下「告示8号」という。）において示される下記の範囲とし、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う技術者とする。

ア 建築総合主任技術者 : 告示8号「設計の種類」における「総合」

イ 構造担当主任技術者 : 告示8号「設計の種類」における「構造」

ウ 電気設備担当主任技術者 : 告示8号「設計の種類」における「設備」のうち、「電気設備」に係るもの

エ 機械設備担当主任技術者 : 告示8号「設計の種類」における「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの

(3) 協力事務所（業務の再委託先）について

ア 本業務に関する専門分野（5 配置技術者 ア 管理技術者、イ 建築総合主任技術者が担う業務を除く。）について、協力事務所を加えることを可能とする。

イ 協力事務所は、4 参加者の資格(1)アからオ、キを満たすこと。

協力事務所及びJV構成員の企業に属する配置技術者の配置の制限は、次を参照すること。

凡例 ○：該当する企業から配置 △：該当する企業のいずれかから配置

◆：協力事務所からの配置可能 —：該当する企業からの配置は不可

	配置技術者	単体企業		JV		
		単体企業	協力事務所	代表構成員	構成員	協力事務所
ア	管理技術者	○	—	○	—	—
イ	建築総合主任技術者	○	—	△	△	—
ウ	構造担当主任技術者	△	◆	△	△	◆
エ	電気設備担当主任技術者	△	◆	△	△	◆
オ	機械設備担当主任技術者	△	◆	△	△	◆

6 現地見学（任意）

施設の見学を希望する場合は、次により申し込みの上、見学すること。

(1) 参加できる者

参加申出書を提出する予定の者又は参加申出書を提出している者

(2) 受付期間

令和6年9月5日（木）から令和6年9月12日（木）午後5時まで

(3) 現地見学日程

令和6年9月18日（水）のうち指定する2時間以内

(4) 現地見学参加申し込み

件名を「【多目的交流施設整備事業】現地見学」としたうえで、以下の内容を記載し、事務局まで電子メールにて提出すること。

- ・事務所名
- ・担当者氏名
- ・連絡先（電話番号、メールアドレス）
- ・参加人数（上限10人）

(5) その他

事務局から令和6年9月16日（月）までに日時を調整し電子メールで連絡する。現地見学参加者は指定された日時に業務実施場所へ集合すること。説明等は行わない為、自由に見学を行うこと。また、当日は質問も受け付けないため、質問については「7 質問書の提出等」に基づき行うこと。

7 質問書の提出等

(1) 提出できる者

参加申出書を提出する予定の者又は参加申出書を提出している者

(2) 提出期間

令和6年9月5日（木）から令和6年9月20日（金）午後3時まで

(3) 提出先及び提出方法

事務局へ質問書（様式第7号）を電子メールへの添付ファイルとしてMicrosoft Word形式により提出

※質問書は、提出期間中であれば追加で提出することを可能とする。

※電話等、口頭による質問・回答はできない。また、電子メールの着信の確認については送信者の責任において行うこと。

(4) 回答方法

令和6年9月30日（月）までに、全ての質問と回答を宇土市ホームページにて公開する。回答内容は、本要領の追加、修正として取り扱う。

8 参加申出書の提出等

(1) 提出期間

令和6年9月5日（木）から令和6年10月2日（水）午後3時まで

※受付時間は、土日祝日を除く午前9時から午後5時まで（締切日は午後3時まで）

(2) 提出書類

- | | |
|-------------------|-----------------|
| ① 公募型プロポーザル参加申出書 | <様式第1号> |
| ② 参加資格確認資料 | <紙ファイルに綴じること。> |
| ③ 設計共同企業体協定書 | <様式第2号> ※ 必要な場合 |
| ④ 事業者の概要 | <様式第3号> |
| ⑤ 協力事務所参加届 | <様式第4号> ※ 必要な場合 |
| ⑥ 配置技術者一覧 | <様式第5号> |
| ⑦ 企業の実績及び配置技術者の経歴 | <様式第6号> |
| ⑧ 配置技術者の経歴等の確認資料 | <紙ファイルに綴じること。> |

(3) 提出先及び提出方法

事務局へ直接持参又は郵送すること。ただし、郵送する場合は、受付期限までに必着するように、必ず「特定記録郵便」又は「書留郵便」とし、受付期限までに送付物の到着確認を電話により行うこと。

(4) 提出部数

- ・提出書類 ①、②、③、⑤、⑧ …… 2部（1部ずつ紙ファイルなどに綴じて提出）
- ・提出書類 ④、⑥、⑦ …… 8部（1部ずつクリップ留めにて提出）

9 提案書の提出等

プロポーザルは調査、検討及び設計業務における具体的な取組方法及び設計対象に対する発想・解決方法等について提案を求めるものである。具体的な設計作業は、契約後に提案書に記載された具体的な取組方法や提案内容を反映しつつ、委託者と協議のうえ開始することとする。

また、「1 業務概要」に記載された概算事業費を参考に提案書を作成すること。

(1) 提出期間

令和6年10月15日（火）から令和6年10月18日（金）午後3時まで

※受付時間は、土日祝日を除く午前9時から午後5時まで（締切日は午後3時まで）

(2) 提出書類等

- ① 提案書提出届 <様式第8号>
- ② 提案書 <様式第9号>

(ア) 業務の実施方針

事業実施に対する課題やその対処方針、コスト管理等について簡潔に記載する。

(イ) 業務の実施体制

人員配置や役割分担、社内外の連携や協力体制について簡潔に記載する。

(ウ) 業務の実施工程

業務全体のスケジュールの組み立てや管理方法について簡潔に記載する。

(エ) 業務の特徴

建物の主要なスペースである「一般図書スペース」、「多目的交流スペース」、「子ども図書スペース」、「子育て交流スペース」について、親しみのある魅力的な空間デザインの考え方、手法について記載する。

(オ) 提案テーマに対する技術提案

③ プレゼンテーション・ヒアリング出席者届出書 <様式第10号>

④ 参考見積書 <任意書式>

※税込価格を表記すること。

(3) 提出先及び提出方法

事務局へ直接持参又は郵送すること。ただし、郵送する場合は、受付期限までに必着するように、必ず「特定記録郵便」又は「書留郵便」とし、受付期限までに送付物の到着確認を電話により行うこと。

(4) 提出部数

・提出書類 ①、③、④ …… 2部（1部ずつクリップ留めにて提出）

・提出書類 ② …… 8部

・提出書類一式のPDFデータ …… 1部（CD-R又はDVD）

(5) 提案書の提出者を特定することができる内容の記載をしてはならない。

10 プレゼンテーション及びヒアリング

(1) 実施日程：令和6年11月11日（月）（予定）※時間等は別途通知する。

(2) 実施場所：宇土市役所内 ※実施場所は別途通知する。

(3) 実施方法：提案内容について応募者による15分の説明の後、ヒアリングを25分程度実施

(4) 応募者側出席者：本要領「5 配置技術者」で記載した配置技術者の内、合計4人以内とし、管理技術者、建築総合主任技術者を必須とする。

(5) プレゼンテーションにおける注意事項

ア プレゼンテーションは、応募者が提出した提案書及びそこに記載した内容をパワーポイント等にて表現したもののみとし、新たな内容の資料や動画の提示は認めない。

イ ヒアリングにおいても提出者を特定することができる内容の回答を行ってはならない。

ウ 各応募者はプレゼンテーション映写用のデータが入ったパソコン及びUSBあるいはCD-R等を持参すること。

エ マイク、プロジェクター及びスクリーン等は事務局が用意する。

オ ヒアリング等に参加しない場合は、特段の状況を除き審査の対象としない。

※プレゼンテーション及びヒアリングの詳細については、対象者に後日通知する。

11 審査の評価基準等

(1) 評価方法

提出された参加表明書記載に事項、提案書及びプレゼンテーション・ヒアリングについて、次の項目を評価する。

- ・業務実績に関する事項 【 10点 】
- ・業務実施方針 【 35点 】
- ・提案テーマに対する提案 【 45点 】
- ・参考見積書 【 10点 】 の評価委員1人当たり合計100点で評価する。

(2) 提案テーマについて

提案テーマは以下のとおりとする。

提案テーマ	提案内容
<提案テーマ1> 外観・外構・内装・空間	<ul style="list-style-type: none"> ・宇土の歴史、文化、地理、自然を感じる空間で、誰もが読書や交流を楽しめる憩いの場を想像できるようなデザイン・手法 ・既存の施設と敷地を有効に活用し、誰もが気楽に立ち寄りたいたいと思える癒しの空間の創造 ※提案テーマを建物配置、動線計画、外観イメージ、内装イメージ等で表現し、文章で補足すること。
<提案テーマ2> 読書・交流	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者がゆったりと読書を楽しむことができる読書スペースと書架の配置 ・読書をする人と多目的に利用する人が共存できるゾーニングと空間デザイン ※提案テーマをゾーニング、書架イメージ、内装イメージ等で表現し、文章で補足すること。
<提案テーマ3> 子育て・交流	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代が読み聞かせや交流を行えるゾーニング ・子育て世代が楽しく、安心・安全に遊べる空間の創造 ※提案テーマをゾーニング、遊具イメージ、内装イメージ等で表現し、文章で補足すること。

(3) 評価の視点

ア 業務実績に関する事項

審査項目	評価の視点	配点	
事務所実績 JVの場合は代表構成員とする	事務所の業務実績を評価する。	5点	
	平成26年4月以降、参加申出書提出時点で設計業務が完了している公共施設の実績を5件まで延べ面積による補正係数を乗じたものを加点する。		
	延べ面積		補正係数
	2,000 m ² 以上		: 1.0
	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満		: 0.8
500 m ² 以上 1,000 m ² 未満	: 0.6		
500 m ² 未満	: 0.5		

管理技術者実績 設計実績	管理技術者の業務実績を評価する 管理技術者としての設計実績について、参加申出書提出時点で設計業務が完了している建物実績を5件まで、建物用途による補正係数を乗じたものを加算する。		5点
	建物種別	補正係数	
	図書館	: 1.0	
	「公民館、集会場、コミュニティセンター等（令和6年国土交通省告示第8号別添二第12号第1類に該当するもの）」、「保育園」、「児童福祉法第40条に規定された児童厚生施設」	: 0.8	
	その他公共施設	: 0.6	
計			10点

イ 業務実施方針

審査項目	評価の視点	配点
業務の実施体制	体制の妥当性、網羅性について評価する。 ・ 諸課題に対して適切に対応できる設計体制か。	5点
業務の実施工程	工程表の妥当性について評価する。 ・ 調査の時期や手続きの実施時期が適切に計画されているか。	5点
コスト管理	コスト管理方針の適確性について評価する。 ・ コスト管理をする上でのポイントや具体的方策が示されているか。	5点
業務の特徴	空間デザインの妥当性、独創性、機能性等を考慮して総合的に評価する。 ・ 居心地のよい、癒しとなる魅力的な空間づくりに対する考え方の妥当性、独創性、機能性は適切か。 ・ 図書館機能の家具やサイン等に対する考え方の妥当性、独創性、機能性は適切か。 ・ デザインの手法やプロセス、提案方法の妥当性、独創性、機能性は適切か。 ・ リノベーションにおける空間デザインの考え	20点

	方の妥当性、独創性、機能性は適当か。	
	計	35点

ウ 提案テーマ

審査項目	評価の視点	配点
提案テーマ1	提案テーマについて、その妥当性、独創性、機能性、実現性等を考慮して総合的に評価する。 <ul style="list-style-type: none"> ・宇土らしさの独創性、実現性は表現されているか。 ・読書スペース、交流スペースが憩いの場や交流の場となり賑わいを創出できるか。 ・既存施設、敷地を理解し有効に活用しつつも、イメージアップが図られているか。 ・周辺の景観と周辺施設との回遊性を意識した、広く親しまれる外観や外構となっているか。 	15点
提案テーマ2	提案テーマについて、その妥当性、独創性、機能性、実現性等を考慮して総合的に評価する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ゆったりと楽しむことができる読書スペースか。 ・書架の配置の独創性、機能性は適当か。 ・読書をする人と多目的に利用する人が交流し賑わいを創出する周辺と内部が調和した一体感のあるイメージやゾーニングとなっているか。 	15点
提案テーマ3	提案テーマについて、その妥当性、独創性、機能性、実現性等を考慮して総合的に評価する。 <ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代が楽しみ交流できるゾーニングとなっているか。 ・読み聞かせスペースや子育てスペースの独創性、機能性、実現性は適当か。 ・子育て世代が安心・安全に楽しみ、子どもにとって魅力的な計画となっているか。 	15点
	計	45点

エ 見積額に関する事項

審査項目	評価の視点	配点
見積額	設計委託料の見積金額について評価する	10点

	計	10点
--	---	-----

1.2 受託候補者の選定

(1) 一次審査

提案者が6者以上の場合、評価委員会における提出された提案書等の書類審査により、二次審査でのプレゼンテーション、ヒアリングを求める5者以内の提案者を選定する。ただし、提案者が5者以下の場合には全ての提案者を二次審査対象者とする。

ア 一次審査の日程：令和6年10月29日（火）（予定）

イ 一次審査の結果の通知期日：令和6年11月5日（火）（予定）

ウ 一次審査の結果の通知方法：郵送により、届出者記載の担当者宛てに送付

(2) 二次審査

提出された提案書等及びプレゼンテーション、ヒアリングを評価委員会にて審査し、受託候補者、次点者、それぞれ1者の選定を行い、優先交渉権の順位付けを行う。

ア 二次審査の日程：令和6年11月11日（月）（予定）「10 プレゼンテーション及びヒアリング」を実施後、評価委員会にて審査を実施する。

イ 二次審査の結果の通知期日：令和6年11月中旬

ウ 二次審査の結果の通知方法：郵送により、届出者記載の担当者宛てに送付し、宇土市ホームページで受託候補者として公表する。

1.3 失格条項

応募者が次のいずれかに該当した場合には、失格となることがある。

(1) 応募書類が指定する様式によらないほか、次のいずれかに該当する場合

ア 受付期限並びに提出場所及び方法が指定と異なる場合

イ 記載上の留意事項に沿った書類の提出がなかった場合

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

エ 許容された表現方法以外の表現が用いられている場合（プレゼンテーション及びヒアリングを含む。）

オ 虚偽の記載をした場合。契約締結後に判明した場合においても同様とする。

(2) 評価委員会及び事務局関係者に、直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合

(3) 審査の公平性に影響を与える行為があったと評価委員会が認めた場合

(4) 提案書の提出後に「4 参加者の資格」に該当しないこととなった場合

1.4 注意事項

(1) 指定した様式、書式、方法によらず提出された書類は受け付けない。

(2) 応募者は、提出期限以降の提出物の差替え及び再提出はできない。

(3) 提案書の作成及びプレゼンテーション等に係る費用は、応募者の負担とする。

(4) 応募者は、本市から受領した資料等の関係書類は、許可なく公表及び使用はできない。

- (5) 選定された提案内容の著作権及び知的財産権は応募者に帰属するが、応募者は本市の許可なく公表及び使用することはできない。
- (6) 提出された提案書及びその他書類は返却しない。
- (7) 提出された書類は、本業務における設計者選定を目的とするものであり、この目的以外に無断で使用することはない。ただし、本市は、提案書については、本プロポーザルに関する記録として使用することができる。
- (8) 提出された書類は、審査に必要な範囲で複製することがある。
- (9) 本市は、本業務に参加を表明した者及び提案書を提出したものの商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (10) 提出された書類は、公平性・透明性・客観性を期すため、必要により公表することがある。
- (11) 提出された書類は、宇土市情報公開条例に基づく開示請求により公開する場合がある。

15 その他

- (1) 参加資格確認結果通知書を受け取った者が辞退する場合は、辞退届（様式第11号）により事務局まで提出すること。なお、辞退した場合でも、これを理由として、以後の業務発注等に不利益な扱いを受けることはない。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の他の業務は宇土市多目的交流施設等整備工事監理業務（以下「工事監理業務委託」という。）とする。

ただし、工事監理業務委託の予算配当を条件とし、契約の履行状況等により、随意契約を締結しない場合がある。また、本業務の委託契約の相手方がJVとなった場合は、工事監理業務委託については当該JVの代表構成員との契約となる場合がある。
- (4) 契約に関して
 - ア 契約は、受託候補者と見積合わせ、契約内容の協議を行った上で手続きを行う。受託候補者は、本プロポーザルの審査の結果、最適な契約先相手として選定された者であり、宇土市契約事務規則（平成14年規則第16号）に基づく契約手続きの完了までは、委託者との契約関係が生じるものではない。
 - イ 本業務委託の仕様については、建築設計業務委託仕様書に定めるほか、技術提案書に記載された内容を尊重し、委託者及び受託者が協議の上で定める。
 - ウ 予定配置技術者は、原則として変更できないものとする。ただし、病休、死亡又は退職等の極めてやむを得ない理由により変更を余儀なくされた場合は、同等以上の技術者を配置し、委託者の了解を得なければならない。
 - エ 本プロポーザルは受託候補者の選定を目的とし、本市は選定された提案書の内容に拘束されないものとする。
 - オ 選定されなかった応募者はその協力事務所を除き、本業務委託の設計契約に加わることはできない（協力事務所として加わることもできない）。
- (5) 資料の提供について
本プロポーザルにあたり、以下の資料を提供する。

- ・多目的交流施設整備方針
- ・建物配置想定
- ・周辺施設状況
- ・進入路検討案
- ・既存建物A増築時図面一式
- ・既存建物A耐震診断資料
- ・既存建物A耐震診断結果に基づく補強案
- ・既存立体駐車場図面一式
- ・敷地状況参考資料一式
- ・子どもサードプレイス施設新築基本設計書
- ・進入路検討案CADデータ（SFC形式）
- ・中央線交差点予備設計業務委託報告書
- ・旧田中会館耐震診断業務委託CADデータ（Jww形式）

※上記データは、設計図書借用書＜様式第15号＞の提出を条件にCD-Rで貸し出しを行うため事務局へ申請すること。

朱書き部分について令和6年9月18日に回答した質問回答に併せ追加する。

以上